

高知県土木部総合評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 高知県知事（以下「知事」という。）は、高知県土木部（以下「土木部」という。）が総合評価落札方式により工事の発注を行うに当たり、技術提案の審査・評価が中立かつ公正に行われるよう次に掲げる事項について、地方自治法施行令等に基づき学識経験を有する者から意見を聴取するため、高知県土木部総合評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 総合評価落札方式の実施方針に関すること
- (2) 複数の工事に共通する評価方法に関すること
- (3) 個別工事の総合評価落札方式による適否及び評価方法並びに落札者の決定方法等に関すること

(委員長及び委員)

第2条 委員会は、知事が委嘱した委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員の再任を妨げない。
- 3 委員会には委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第3条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 委員会は、その過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議決が必要な事項は、第1条第1号及び第2号とする。

(意見の聴取)

第4条 知事は、総合評価落札方式による工事の発注に関して、地方自治法施行規則第12条の4に基づき、第1条第3号に関する事項について、委員長と協議のうえ、第2条第1項に掲げる委員（委員が特に指名した者を含む。）のうち2名以上からの意見を聴取する。

(秘密を守る義務)

第5条 委員は知り得た技術提案の審査又は評価内容等の秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(運営)

第6条 委員への意見聴取の事務は、当該対象工事を所掌する担当課室、担当土木事務所又は土木政策課において処理する。

2 意見聴取に関する総合的な調整及び委員会の庶務は、土木政策課において行う。

(その他)

第7条 土木部以外の部局が総合評価落札方式により工事の発注を行う場合には、当該部局長は、委員会の活用を土木部長に求めることができるものとする。この場合の委員会の運営は、第6条の規定を準用する。

2 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は平成19年9月18日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は平成20年4月17日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は平成21年4月16日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は平成22年4月7日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は平成23年5月20日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は平成23年10月27日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は平成24年4月11日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は平成25年4月16日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は平成29年4月3日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は平成31年4月10日から施行する。

第2条第1項の委員

渡邊 法美	高知工科大学経済・マネジメント学群教授
島 弘	高知工科大学システム工学群教授
大谷 英人	高知工科大学名誉教授
原 忠	高知大学理工学部教授
寺田 幸博	高知工業高等専門学校客員教授・名誉教授
久保 宜之	国土交通省高知河川国道事務所長
伊賀 達也	国土交通省中村河川国道事務所長
高橋 淳二	国土交通省中筋川総合開発工事事務所長
平岩 洋三	国土交通省土佐国道事務所長
井村 洋三	国土交通省高知港湾・空港整備事務所長